

虐待防止のための指針

訪問看護ステーション ホット北部

1. 基本方針

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の防止及び早期発見のための指針を定め、全職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

① 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

③ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること

⑤ 経済的虐待

養護者又は親族が当該者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止に係る検討委員会の設置

当事業所は、虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

- ① 本委員会の委員長は管理者とする。本委員会は委員長と委員会のメンバーで構成する。委員会メンバーは委員長が選出する。
- ② 委員会は定期的かつ必要に応じて開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ③ 委員会の協議事項は次のような内容とする。
 - ・虐待防止検討委員会の組織に関すること
 - ・虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ・虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ・職員が虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

- ・虐待等が発生した場合その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関する
こと
- ・再発防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。
研修は原則年1回および職員採用時に実施する。
研修の実施内容については、研修資料、出席者を記録し保存する。

5. 虐待発生時の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処する。
緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

利用者、利用者家族、職員等から虐待の報告を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
利用者の家庭内における虐待は、外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
虐待を受けたと思われる者を発見した場合は担当に報告し、担当者は速やかに市区町村へ報告しなければならない。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情相談受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。
苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処し、相談受付後の対応は「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。

8. 当指針の閲覧について

利用者の求めに応じていつでも事業所内で本指針を閲覧できるようにする。また、事業所ホームページにも公開し、誰でもが自由に閲覧できるようにする。

附則 この指針は、2024年4月1日より施行する。